

監査報告書

平成 26 年 5 月 15 日

学校法人常葉学園

理事会 御中

学校法人常葉学園

監事 水島 和夫 印

監事 阿部 浩三 印

監事 斎藤 安彦 印

監事 狩野 義之 印

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人常葉学園寄附行為第 15 条並びに学校法人常葉学園監事監査規程に基づき、学校法人常葉学園の平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事長等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（静岡監査法人）と連携し、財産目録及び計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、附属明細表）について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人常葉学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

監査報告書

平成 26 年 5 月 15 日

学校法人常葉学園

評議員会 御中

学校法人常葉学園

監事 水島 和夫 印

監事 阿部 浩三 印

監事 斎藤 安彦 印

監事 狩野 義之 印

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人常葉学園寄附行為第 15 条並びに学校法人常葉学園監事監査規程に基づき、学校法人常葉学園の平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事長等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（静岡監査法人）と連携し、財産目録及び計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、附属明細表）について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人常葉学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上